

目 次

令和 8 年 5 月 1 5 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

開議（午前 9 時 3 0 分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	2
開会、開議	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 4 号）	5
提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 4 号）	7
討論、採決（議案第 1 号～議案第 4 号）	7
議案の上程、提案理由の説明（同意第 1 号）	1 0
提案理由に対する質疑、採決（同意第 1 号）	1 0
閉会中の継続調査申出	1 1
閉会（午前 9 時 5 0 分）	1 1

令和 8 年 5 月土庄町議会臨時会会議録

土庄町告示第 60 号

令和 8 年 5 月土庄町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 8 日

土庄町長 岡 野 能 之

- 1、期 日 令和 8 年 5 月 15 日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場
- 3、付議事件
 - （1）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例等の一部を改正する条例）
 - （2）専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - （3）令和 8 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）
 - （4）財産の処分について
 - （5）土庄町副町長の選任について

令和 8 年 5 月 15 日（金曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

開会に先立ちまして、町長より今臨時会招集のご挨拶がございます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 8 年土庄町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案の議案につきましては、専決処分の承認についてが 2 件、令和 8 年

度補正予算関係が 1 件、財産の処分についてが 1 件、人事案件が 1 件の合計 5 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案にご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る 5 月 8 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る 5 月 8 日 9 時 30 分から委員会室におきまして、5 月臨時会の会期、日程等を審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、会期でございますが、本日 1 日を予定しております。

続いて、会議の進め方でございますが、執行部より議案第 1 号から第 4 号について一括して提案理由の説明を受け、質疑を行います。質疑が終わりますと、議案第 1 号から議案第 4 号までの討論、採決をお願いします。

続いて、同意第 1 号について、提案理由の説明を受け、質疑を行います。討論は省略し、採決をお願いいたします。

最後に、閉会中の継続調査申し出についての採決をし、本臨時会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本臨時会は本日の 1 日を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

令和 8 年 5 月 15 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	4 番（小川 務君）
5 番（井藤茂信君）	6 番（大野一行君）	7 番（鈴木美香君）
8 番（福本達雄君）	9 番（福本耕太君）	10 番（川本貴也君）
11 番（宮原隆昌君）	12 番（濱野良一君）	

2、 欠席議員 3 番（森 英樹君）

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（藤原一章）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（赤谷 淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）	書記（道下 学）
--------------	----------

議事日程 第 1 号

別紙のとおり

令和8年5月土庄町議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年5月15日（金曜日） 午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町税条例の一部を改正する条例)
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第5 議案第3号 令和8年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第4号 財産の処分について
- 第7 同意第1号 土庄町副町長の選任について
- 第8 閉会中の継続調査申出について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

森英樹議員から欠席届を受理しております。

ただ今の出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和8年5月土庄町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について1件、配布しております。

朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番 小川務君、5番 井藤茂信君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～第 4 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 3、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）の件から、日程第 6、議案第 4 号 財産の処分についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、説明させていただきます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町税条例の一部を改正する条例について、令和 8 年 3 月 31 日、専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、2 ページから 42 ページになります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、いずれも国の税制改正による改正でございます。

主な改正は、軽自動車税（環境性能割）の廃止、固定資産税の免税点の見直し等でございます。

続きまして、議案書の 44 ページをご覧ください。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和 8 年 3 月 31 日、専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、44 ページから 61 ページになります。

地方税施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、具体的には、令和 8 年度から国民健康保険税と合わせて徴収することになった「子ども・子育て支援納付金」の課税額等の規定を定めるほか、中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しを実施するものです。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

それでは、引き続き議案書の 63 ページをお開きください。

議案第 3 号 令和 8 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際に説明いたします。

歳出といたしまして、72 ページ、73 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 8 目 自治振興費の自治振興助成事業 1090 万円です。一般財団法人自治総合センターが実施します「令和 8 年度コミュニティ助成事業」におきまして、刈崎自治会の「刈崎集会所新築工事」が採択されたことに伴い、当該助成金を計上するものでございます。

なお、本事業は、同センターから交付される助成金を町が受け入れ、自治会へ交付するものであり、財源は全額、同センターの助成金を充当しております。

次に、2 款 2 項 2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費 703 万 9 千円です。償却資産にかかる固定資産税で修正申告があったため、令和 3 年度から令和 6 年度までの過去 4 か年分について更正を行い、納め過ぎとなっている税額を還付するものでございます。あわせて、地方税法の規定により、還付加算金の支払い分も計上しております。

63 ページにお戻りいただきまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1793 万 9 千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 101 億 1093 万 9 千円となります。

補正予算の説明は以上でございます。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

続きまして、議案書の 74 ページ、審議資料 76 ページのほうをご覧ください。

議案第 4 号 財産の処分について、でございます。

土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、王子前分譲地のうち土庄町字洲鼻甲 267 番 85 の 1 筆、256 平方メートルを 1010 万円で売却することについて、議会の議決を求めるものでございます。

○議長（濱野良一君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～第 4 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 4 号までの各議案について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 4 号までの質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

日程第 3、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

議案第 2 号 専決処分の承認について、土庄町国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論を行います。

本議案につきましては、まず、専決を承認するかどうかという以前に、税制のあり方と課税のやり方について問題点を指摘したいと思います。

1 つ目の税制のあり方についてであります、「子育て支援のための財源」は、本来すでに徴収課税が行われている所得税や法人税、消費税など、一般的かつ恒久的な財源として徴収が行われている税金を財源とすることが当然であります。

本件は、子育て支援の財源を特定財源として、新たな課税を行う新たな増税にはなりません。新たな増税の目的は、政府による軍事費（防衛費）の確保であることは、本年度の国の予算が示す軍事費、防衛費の増加率を見ても明らかです。まず、申し上げたいのは、このような新たな増税は認められないという点にあります。

2 つ目は、この増税を社会保険税に加算して行うという手法、やり方についてであります。これは極めて卑劣な手法であるという点です。富裕層や、また、軍事費を減らして財源にしていくというのであれば、筋道は通っていますが、新たな増税を行い国民に課税していく、しかもそれを社会保険税に上乗せするというやり方をすれば、日本経済がどうなるかは明らかです。日本経済はさらに冷え込み、子育て支援どころか、若者は将来に希望を持って生きていくこともできない。子どもを産み育てる点においても、大きな禍根を残す税制となります。

以上 2 点について述べてまいりましたが、地方自治体として、国の言いなりになって、こうした増税を受け入れ町民に課税していくということは、地方自治体のあり方として、私は間違っていると思います。よって、これを承認するわけにはいきません。今述べた理由により、専決について承認はできないということを申し上げて反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（濱野良一君）

8 番 福本達雄君。

○8 番（福本達雄君）

賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、被保険者の方が安心して医療を受けるための重要な制度です。将来にわたって制度の維持に必要な改正と思いますので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 3 号 令和 8 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 4 号 財産の処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、提案理由の説明（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 7、同意第 1 号 土庄町副町長の選任についてを議題といたします。

山本副町長の退席を求めます。

(副町長 山本浩司君 退席)

○議長（濱野良一君）

同意第 1 号 土庄町副町長の選任について、提出者から提案理由の説明を求めます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議案書の 75 ページをご覧ください。

同意第 1 号 土庄町副町長の選任について、でございます。

現副町長の山本浩司（やまもと こうじ）氏が令和 8 年 5 月 31 日をもって任期が満了するので、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

○議長（濱野良一君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑、採決（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました同意第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、同意第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

同意第 1 号 土庄町副町長の選任については、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって討論は省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第 1 号 土庄町副町長の選任について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

山本副町長の着席を求めます。

(副町長 山本浩司君 着席)

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 8、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉 会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて令和 8 年 5 月土庄町議会臨時会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

閉 会 午前 9 時 50 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱 野 良 一）

同 議員（小 川 務）

同 議員（井 藤 茂 信）